

医療法人社団 相川会 一般事業主行動計画

職員の仕事と子育ての両立を支援し、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、次世代育成支援対策を進めるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成23年4月1日～平成28年3月31日

2. 内 容

目 標 1	育児休業制度の周知及び利用促進 計画期間内に男性職員が1人以上育児休業を取得すること。
対 策	平成23年4月～ 男性も育児休業が取得できることを周知するため、チラシを作成し職員に配布する。 育児休業取得希望者の相談窓口を開設する。

目 標 2	育児休業取得者の職場復帰しやすい環境の整備
対 策	平成23年4月～ 育児休業中の職員に対し、業務関連情報の提供や院内広報誌等の送付を実施する。 もって、円滑な職場復帰を支援する。